

市民のみなさんへ

庄 原 市

行政文書の発行について

令和7年3月5日付けの行政文書をつぎのとおり発行します。

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当
環境しょうばら		環境建設部 環境政策課
令和7年度市町村設置型浄化槽の設置及び浄化槽設置整備事業補助金の申込受付のお知らせ		環境建設部 下水道課
窓口番号案内システム設置のお知らせ	表面	生活福祉部 市民生活課
令和6年度 庄原市ワーク・ライフ・バランスセミナー ～育児・介護休業法等の改正について～	裏面	企画振興部 商工観光課
田園文化センターだより		田園文化センター
農業委員会だより		農業委員会

★ 各戸配布

表 題	備 考	担 当
広報しょうばら3月号		総務部 行政管理課
庄原市長選挙・庄原市議会議員一般選挙 投票日は4月13日(日)		選挙管理委員会
高自治振興センターだより(高地区のみ)		高自治振興区
ふれあい掲示板(北地区のみ)		北自治振興区

◎ 行政文書のお問い合わせについて

市役所内の各課・センター・室・局・係へ直接電話できる直通電話を設置しています。

電話番号をご確認のうえ、担当課へ直接お問い合わせください。

〒727-8501 庄原市 総務部総務課総務法制係

電話番号 (0824)73-1123(直通) FAX (0824)72-3322

庄原市ホームページアドレス <http://www.city.shobara.hiroshima.jp>庄原市電子メールアドレス shobara@city.shobara.lg.jp

環境しょうばら

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

発行日	令和 7 年 3 月 5 日
発行元	環境建設部 環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo-seisaku@city.shobara.lg.jp

ごみ分別のポイント！

庄原市のごみの分別は 13 種類です。

- 指定袋(青)** 燃えるごみ ● 生ごみはしっかり水切りをしてください。
古着 ● 洗濯したものを畳んで袋に入れてください。

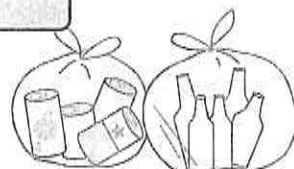


- 指定袋(黄)** ペットボトル ● ふた・ラベルは必ず外してください。
容器包装 ● 中身を取り除き、水洗いしてください。
プラスチック ● ♻ のついているもの。 ● 中身や汚れは取り除いてください。



- 指定袋(紫)** プラスチック類 ● ♻ のついていないプラスチック製品。(CD・ビニール下敷きなど)
● プラスチックと金属類の複合物は入れないで下さい。

- 指定袋(緑)** ビン・缶 ● 中身は完全に使い切って、すすぎ洗いしてください。
● さびた缶などは燃えないごみ(赤い袋)へ分別してください。



- 指定袋(赤)** 燃えないごみ ● 割れ物・刃物・ガラスの破片などは危険なので、紙などに包んで品名を書いてから
有害ごみ ● 長い蛍光灯・蛍光管は、はみ出しても良いので、指定袋に入れてください。

- 新聞・紙パック ● 白い紙ひもで十文字に縛ってください。
その他紙類・ダンボール



- 粗大ごみ** ● 指定袋に入らないもの。(家具・電化製品など)
● 粗大ごみは直接、リサイクルプラザ・東城クリーンセンターへ持ち込んでください。

ごみ分別辞典
QR コード



分別に注意！！

品 名	分別区分	出し方のポイント
ふとん	粗大ごみ	燃えるごみでは収集しません。
毛 布	粗大ごみ	燃えるごみでは収集しません。
カーテン	古 着	汚れているものは、金具を取り除き概ね 50cm 角以下に切って「燃えるごみ」または、そのまま「粗大ごみ」
電気毛布	燃えないごみ	金属の熱線が入っている為、「燃えないごみ」
ライター	有害ごみ	「燃えないごみ」には入れないでください。

犬

と

猫

の飼養マナーについて

愛情と責任を持って、最後まで飼いましょう

動物は家族の一員として癒しを与えてくれる大切な存在ですが、飼養には責任が伴います。飼うのであれば家族の一員としてその動物を迎え、地域社会にも受け入れられるよう、適正に飼いましょう。

飼いはじめる前によく考え、もしずっと飼いつづけることができないと思ったのなら「飼わない」と決めることも動物に対する愛情です。

犬を飼うときは



●犬は登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう 【狂犬病予防法 第4条第1項・第5条第1項】

“狂犬病予防法”の規定により、飼い主は犬を取得してから30日以内(生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日)に市で登録し、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

狂犬病とは、感染後に発症してしまった場合、ほぼ100%死に至ると言われており、人を含めた全ての哺乳類が感染する感染症です。

4月から5月に市内の各所で行われる集合注射や動物病院を利用し、必ず毎年1回注射を受けさせましょう。

●鑑札・狂犬病注射済票を付けましょう 【狂犬病予防法 第4条第3項・第5条第3項】

“狂犬病予防法”の規定により、飼い主は、「犬の鑑札」と「注射済票」を飼い犬に装着させることが義務付けられています。

鑑札に記載されている登録番号には、飼い犬と飼い主の情報が登録されています。

鑑札を飼い犬へ装着していれば、迷子になった時でも鑑札番号から飼い主を見つけることができ、大好きな飼い主の元へ早く戻ることができます。

猫を飼うときは



●繁殖を望まないのなら不妊去勢手術を受けさせてあげましょう

不妊去勢手術を行えば、発情の度におこる心身の大きなストレスを回避でき、穏やかな性格になります。

繁殖を望まないのであれば、オスもメスも不妊去勢手術を受けさせましょう。

●迷子札を付けましょう

言葉を話すことができない飼い猫たちのために、迷子札へは住所・氏名・連絡先を記入してあげましょう。行方不明になった場合でも迷子札を付けていれば飼い主を早く見つけることができます。

●室内で飼うように努めましょう

屋外で飼養する場合、交通事故等の不慮の事故や他の猫から感染症をもらう可能性が高くなります。室内で飼うことは、これらを防ぐ他、近隣宅の敷地内への侵入等、トラブル発生の防止にもなります。

環境標語（令和5年度環境標語コンクール）

保たねば 豊かな水源 きれいな水

西城中学校2年 小谷 将梧



市町村設置型浄化槽の申込受付を開始します！

庄原市では、「市町村設置型浄化槽事業」により整備を行っています。

令和7年度に浄化槽の設置を希望する方は、令和7年4月1日より担当窓口にてお申し込みください。ただし、この整備の対象は公共下水道・農業集落排水事業区域を除く区域の住宅のみで、事業所等は含まれません。

申込期間

一次募集 令和7年4月1日（火）～令和7年4月18日（金）

※ 予定基数を超過した場合には、庄原市市町村設置型浄化槽設置に関する取扱要領に基づき、抽選となる場合があります。

二次募集 令和7年4月21日（月）～令和7年9月30日（火）

※ 一次募集により予定基数に達しなかった場合に、二次募集を行います。

二次募集は申し込みに基づき随時事業承認を行いますので、予定基数に達した場合には申し込みを締め切ります。

市町村設置型浄化槽事業概要

○市が負担するもの

- ・浄化槽本体の設置費用【但し、標準的な工事に加えて追加工事が必要な場合等には、個人負担分が必要となる場合もあります。例：浄化槽本体の蓋の変更等】
- ・浄化槽の維持管理費

○個人に負担いただくもの

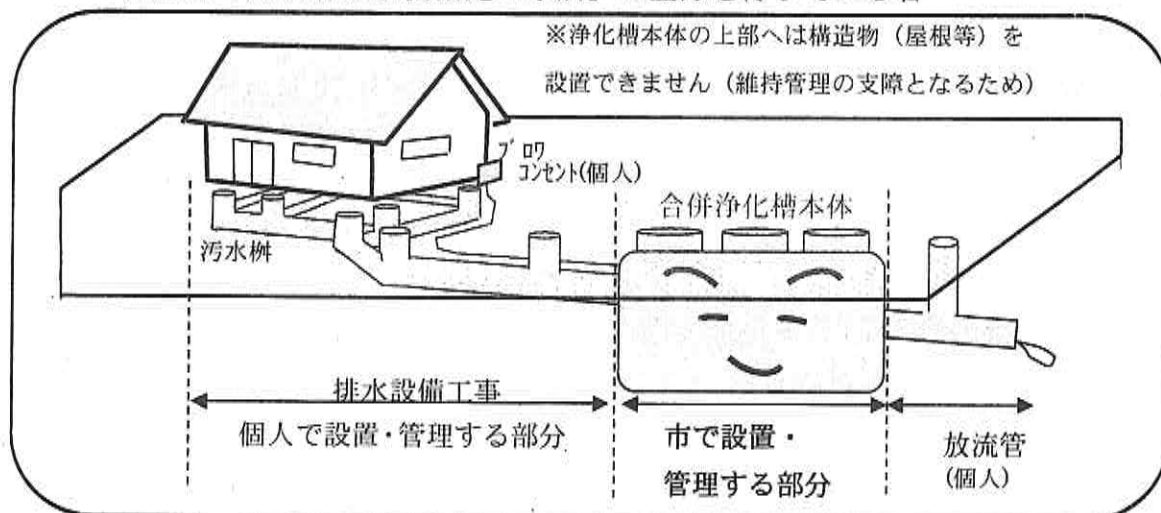
- ・分担金 30 万円・排水設備工事費・浄化槽用地に係る固定資産税・毎月の使用料
- ・浄化槽プロワの電気料金・バキュームカーが敷地に入れない場合は浄化槽清掃等に係る水（1 m³程度）

○浄化槽施工業者

- ・市内に営業所を設けている「庄原市下水道排水設備指定工事店」のうち、「広島県浄化槽工事業」又は「広島県特例浄化槽工事業」の登録を行っている者

○排水設備施工業者

「庄原市下水道排水設備指定工事店」の登録を行っている者



市設置型浄化槽を設置するためには、浄化槽の本体上部空間に屋根等の構造物がないこと等の条件を満たすことが必要です。土地や住宅事情等の理由でやむを得ず条件が満たせない場合に、補助金を交付する制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。

浄化槽設置整備事業補助金制度のお知らせ

庄原市では、「市町村設置型浄化槽事業」により浄化槽整備を行っています。

市設置型浄化槽を設置するには、設置後の維持管理のため、浄化槽本体の上部空間に屋根等の構造物がないことや、10人槽以下の浄化槽であることが条件となっています。

土地や住宅事情等により条件を満たすことが困難で、市設置型浄化槽の対象とならない場合には、浄化槽設置者に対して補助金を交付する制度があります。

令和7年度に浄化槽補助金制度を希望する方は、令和7年4月1日より担当窓口にてご相談ください。

ただし、この制度の対象は、公共下水道・農業集落排水事業区域を除く区域の住宅で、事業所等は含まず、市設置型浄化槽の設置ができない場合のみ対象となります。

○補助金の額

浄化槽人槽区分	補助金交付限度額
5人槽	390,000円
7人槽	474,000円
10人槽	660,000円

※ 店舗併用住宅等で人槽が10人槽を超える場合は、住宅部分に対する人槽の補助金を交付します。

※ 既設単独槽を撤去し、新たに合併浄化槽を設置する場合は、上記の補助金交付限度額に9万円を加算します。

○申込期間

一次募集 令和7年4月1日（火）～令和7年4月18日（金）

※ 予定基数を超過した場合には、抽選となる場合があります。

二次募集 令和7年4月21日（月）～令和7年9月30日（火）

※ 一次募集により予定基数に達しなかった場合に、二次募集を行います。

二次募集は申込に基づき随時交付決定を行いますので、予定基数に達した場合には申し込みを締め切ります。

市設置型浄化槽・浄化槽補助金制度

申し込み・問い合わせ先

庄原市環境建設部下水道課（電話：0824-73-1175 FAX：0824-72-3322）

（メールアドレス：gesui-kanri@city.shobara.lg.jp）

西城支所地域振興室（0824-82-2181）

東城支所産業建設室（08477-2-5141）

口和支所地域振興室（0824-87-2113）

高野支所地域振興室（0824-86-2113）

比和支所地域振興室（0824-85-3003）

総領支所地域振興室（0824-88-3065）

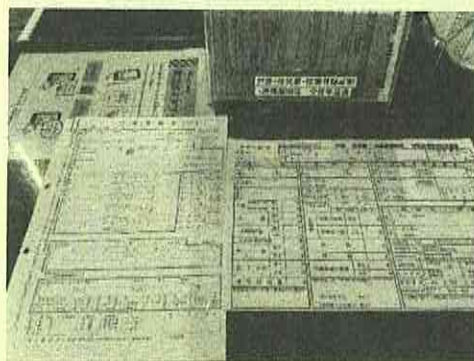
本庁舎 1 階市民生活課に窓口番号案内

システム(発券機)を設置しました



受付の流れ

①記載台で申請書を記入してください



②番号発券機のタッチパネルで希望する手続きを選び、
番号札を取ってお待ちください



③番号が呼ばれましたらご案内する窓口へお越しください

庄原市生活福祉部市民生活課戸籍住民係
TEL 0824-73-1157 FAX 0824-73-1247
メール simin-koseki@city.shobara.lg.jp

令和6年度 庄原市ワーク・ライフ・バランスセミナー

～育児・介護休業法等の改正について～

近年、働き方改革の一環として、「育児・介護休業法」の改正が進み、令和7年4月1日から段階的に施行され、事業主には従業員のワーク・ライフ・バランスを実現するための新たな取り組みが求められています。

企業が法令遵守を果たしながら、従業員が安心して育児や介護に取り組める職場環境をつくるための実践的な知識を習得する絶好の機会です。

ぜひ、ご参加ください。

日 時

令和7年3月17日(月)

15:00～16:30

会 場

庄原市役所5階 第1委員会室
(庄原市中本町一丁目10番1号)

講 師

広島働き方改革推進支援センター
社会保険労務士 池中 正司 氏

内 容

講 演 ～育児・介護休業法等の改正について～

対 象

企業の人事労務担当者をはじめ、どなたでも参加いただけます。
(※会場の都合により1企業3名まで)



参 加
無 料

■お問い合わせ・申込先■ 令和7年3月14日(金)〆切

庄原市 企画振興部 商工観光課 商工振興係

TEL: 0824-73-1178 FAX:0824-72-3322

mail: syoukou-shinkou@city.shobara.lg.jp

※お近くの商工会議所・商工会にも同様のチラシを配架しておりますので、ご活用ください。

新着図書案内

※新着図書の一部を紹介します。

インターネット予約が便利です！

すべての資料（禁帯出を除く）が予約できます。大型絵本・紙芝居（大型含む）・CD・DVD は所蔵館でのみ受取可能です。

取り置き期間は1週間となります。図書館のHPから、ぜひご利用ください。

〔図書館HP〕 <http://www.shobara-lib.jp/>

一般書

Art of 葛重	車 浮代 // 著
人は話し方が9割2	永松 茂久 // 著
「ほどほど」にできない子どもたち	ジェニファー・ウォレス // 著
トーストの発想と組み立て	ナガタ ユイ // 著
獣医さんがゆく	浅川 満彦 // 著
火の鳥 1～11・別巻	手塚 治虫 // 著
見えなくても王手	佐川 光晴 // 著
口に関するアンケート	背筋 // [著]
11ミリのふたつ星	砥上 裕将 // 著
時間移民	劉 慈欣 // 著
老人初心者青春	阿川 佐和子 // 著
忘れ得ぬ人忘れ得ぬ言葉	五木 寛之 // 著

児童書

アンリー・デュナン	文月 鉄郎 // 漫画
江戸を照らせ	小前 亮 // 作
剣道入門	石田 祐二 // 著
10歳からの確率やってみた!	横山 明日希 // 著
月のサバイバル	洪 在徹 // 原案
ゴロゴロヤマネコ不動産	藤重 ヒカル // 作
あたたかな手	濱野 京子 // 著
ライオン	ウイリアム・バーン・デ・ボア // 文 絵
グレッグのダメ日記 すごいひみつ	ジェフ キニー // 作

えほん

ともちゃんとうし	市川 朔久子 // 作
いつでもトレーニング	鈴木 まもる // さく え
深い海の伝説をさがして	クロエ サベージ // 作
わんぱくだんのおおかみもり	ゆきの ゆみこ // 作
いぬはともだち	高畠 純 // 作
そつえんするってことは	中川 ひろたか // 作
だあれ?だあれ?のひなまつり	えがしら みちこ // 作
てんぐのはうちわ	いもと ようこ // 文 絵

10代のみなさんへ! YA (ヤングアダルト)

イズミ	小手鞠 るい // 著
やなやつ改造計画	吉野 万理子 // 著
メイジー・チェンのラストチャンス	リサ イー // 著

ようこそ! 電子図書館へ

今月のおすすめ

電子図書に新しい本が増えました。そのうちの2冊をご紹介します。

絵本はたらく細胞6

著者: 清水 茜 原作
牧村 久実 作
講談社



外来種裁判
著者: おしえて編集室 (文)
ヴィッセン出版

外来種裁判



令和7年3月5日



農業委員会だより

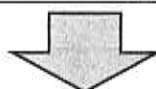
第4号

庄原市農業委員会
電話：0824-73-1133

令和7年度から農地の賃借方法が変わります

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）により、令和7年4月以降の農地の賃借手続きは「農地中間管理機構を介した賃借」もしくは「農地法第3条による農地賃借」のいずれかになります。

令和6年度までの農地の賃借		
農地中間管理機構を介した賃借	利用権設定申出書	農地法第3条による賃借契約
・貸付者が中間管理機構を介し、借受者と賃借契約を結びます。 ・期間は原則10年以上で期間満了後、更新をしない場合は自動的に契約が解消します。	・貸付者、借受者で合意し、農業委員会へ「利用権設定申出書」を提出し契約します。 ※終期が令和8年以降の利用権設定につきましては、終了期間まで有効です。	・貸付者、借受者で合意し、農業委員会へ「農地法第3条の許可」を受け契約します。
農業振興課または支所担当係	農業委員会または支所担当係	



令和7年度からの農地の賃借	
農地中間管理機構を介した賃借	農地法第3条による賃借契約
・中間管理機構を介し、「地域計画」に位置付けられた「農業を担う者」と賃借契約を結びます。 ・期間は原則10年以上で期間満了後、更新をしない場合は自動的に契約が解消します。 ※地域計画：地域での話し合いにより将来の地域農業の方向性と農地利用を示す計画です。庄原市では令和7年3月中に計画を策定し公告予定です。	・貸付者、借受者で合意し、農業委員会へ「農地法第3条の許可」を受け契約します。 ・賃貸借の場合、賃借を終了するためには農業委員会へ解約の届出が必要です。届出が無い場合は自動的に契約が更新されます。 ・使用賃借の場合、自動更新はありません。
農業振興課または支所担当係	農業委員会または支所担当係

農地中間管理機構を介した農地貸借の手続きの流れ

今後、賃借の申出を行うには…

申込前に貸付者と借受者で賃借する農地、賃借料、賃借期間（始期、終期）などを話し合っておくと手続きがスムーズです。



1. 必要書類の提出

下記の書類に必要事項を記入していただき、庄原市農業振興課もしくは支所農業振興担当係にご提出ください。

【提出書類】農地中間管理事業による賃借申出書
（必要な場合は相続関係説明図を添付）
個人情報の同意書

2. 賃借手続

農地中間管理機構と庄原市農業振興課が協力して、農地貸借に必要な書類を作成し農地貸付者、農地借受者に押印、提出いただくようにご案内します。

【提出書類】農用地利用集積等促進計画
賃料の徴収支払の口座情報等

1ヶ月
程度

3. 意見聴取

農用地利用集積等促進計画の案を作成し、庄原市農業委員会へ意見聴取します。

1～2ヶ月
程度

4. 認可申請

意見聴取後、促進計画書が確定し書類が整い次第、農地中間管理機構が広島県知事に認可申請します。

5. 認可・公告

広島県知事が認可・公告し、権利が設定されます。

1週間
程度

※留意事項

- ・農地中間管理事業による農地貸借は、手続きに3～4ヶ月程度かかる場合があります。
- ・相続未登記等の共有地の場合は、権利持分の過半の同意が必要となります。

お問い合わせ先

○庄原市企画振興部農業振興課 農業振興係

TEL : 0824-73-1131（直通） FAX : 0824-72-3322 メール: nougyo@city.shobara.lg.jp

○庄原市農業委員会事務局 農地係

TEL : 0824-73-1133（直通） FAX : 0824-72-3322 メール: nougyou@city.shobara.lg.jp

○一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）

TEL : 082-541-6192 メール: kikou@hsnz.jp HP: <https://hsnz.jp>